

令和5年度

危機管理マニュアル

目次

- 1 危機管理の目的
- 2 危機管理の心得
- 3 緊急体制
- 4 医療体制・緊急連絡
- 5 台風・雪害などの注意報・警報発令時の対処
- 6 光化学スモッグ緊急時対応ガイドライン
- 7 新たな危機事象への対応
- 8 新型感染症への対応
- 9 熱中症の応急手当
- 10 頭頸部外傷への対応
- 11 インターネット上の犯罪被害への対応
- 12 アレルギー疾患への対応

1 危機管理の目的

- (1) 生徒の健康・安全を守り再発防止に努める
- (2) 素早い対応で組織の動揺を防ぐ
- (3) 生徒と教師の信頼関係を守る
- (4) 地域・保護者・県民の信頼を得る
- (5) 情報の集約と精選を行う

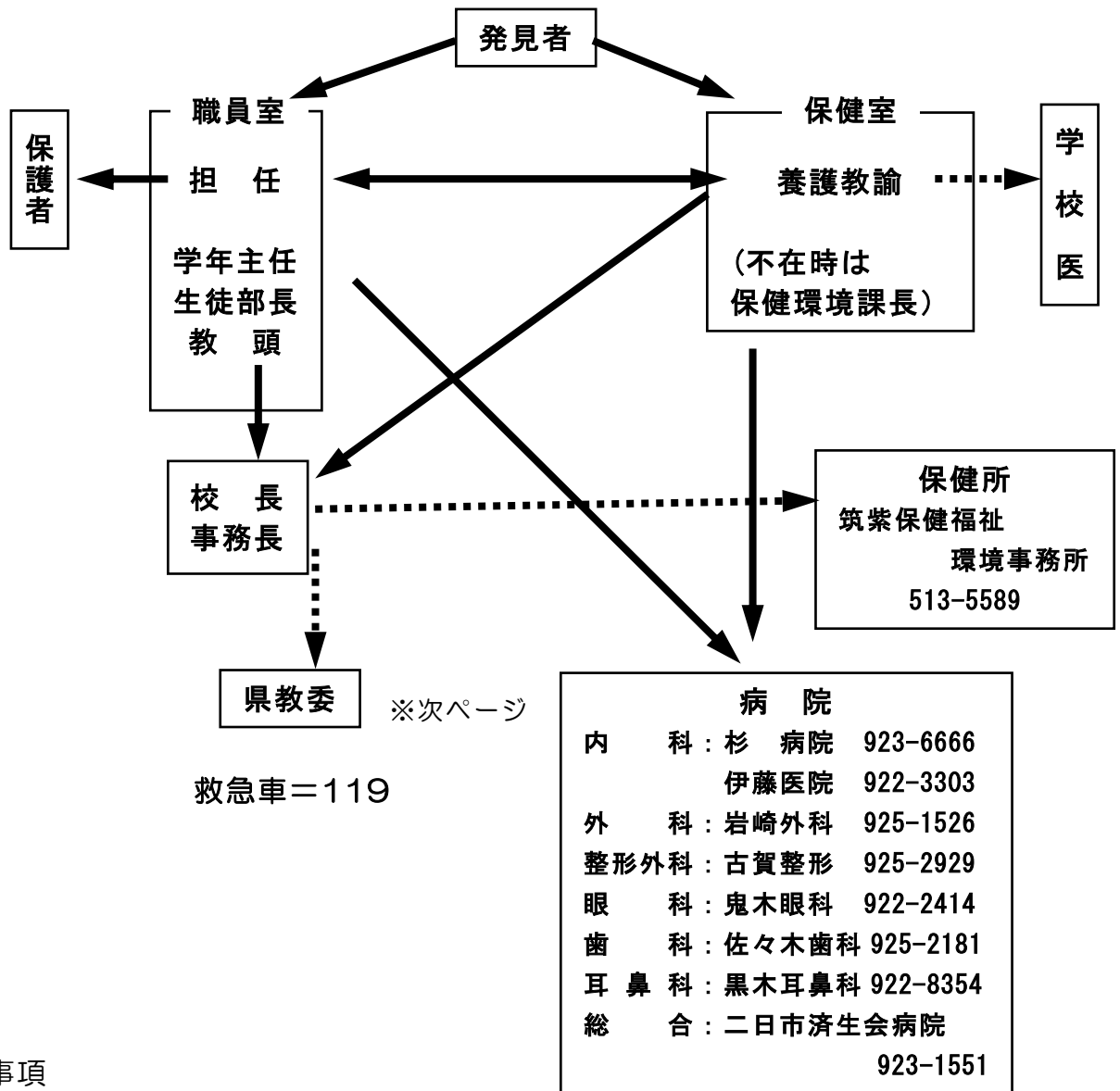
2 危機管理の心得

- (1) 事前点検、事前指導の徹底
- (2) 緊急時の対応の確認
- (3) 正確な情報、正確な判断
- (4) [5W1H] 「いつ、どこで、誰が、何を、なぜ、どのように」を
明確にして報告
- (5) 誠意ある対応
- (6) 再発防止手段の検討
- (7) 精神的ケアの必要性和継続性

3 緊急体制（組織図）

救急医療体制について

（担架：保健室 救急箱：職員室・体育館 AED：職員室・昇降口・体育館・保健室）



留意事項

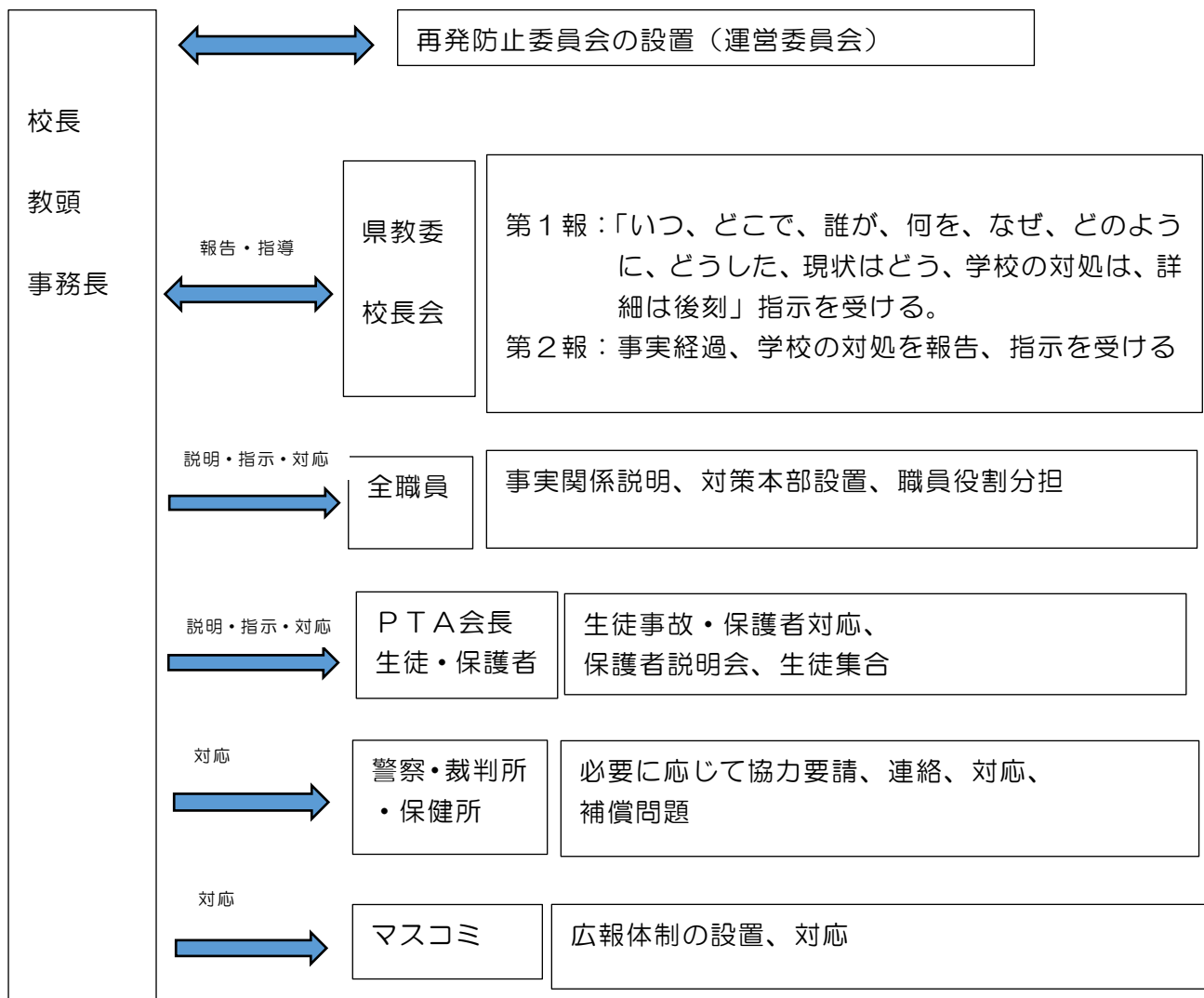
(1) 事故発見者

- ア 管理職・保健室へ連絡した後、必ず担任にも連絡する。
- イ 現場へ急行するときは、なるべく2人以上で行く。
- ウ 救急車を要請する場合は、必ず管理職と事務室に連絡する。
- エ 意識がない等症状が重いものは、AED（職員室）を要請し、応急処置をしながら校内連絡を行う。

(2) 保護者への連絡及び対応

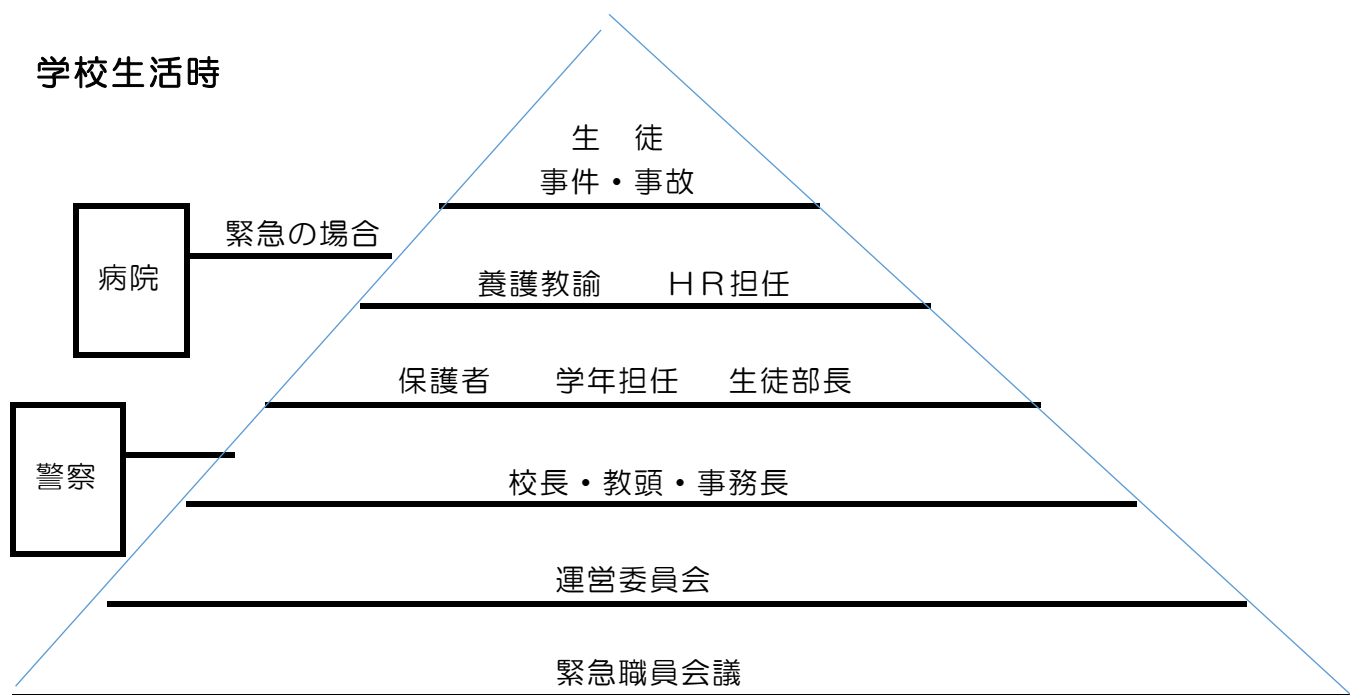
- ア 原則として担任が行う。（部活動中は部活動顧問）
- イ 事故の程度や負傷の状況などを正確に報告し誠意を尽くして対応する。

○県教委、外部などへの対応が必要な場合

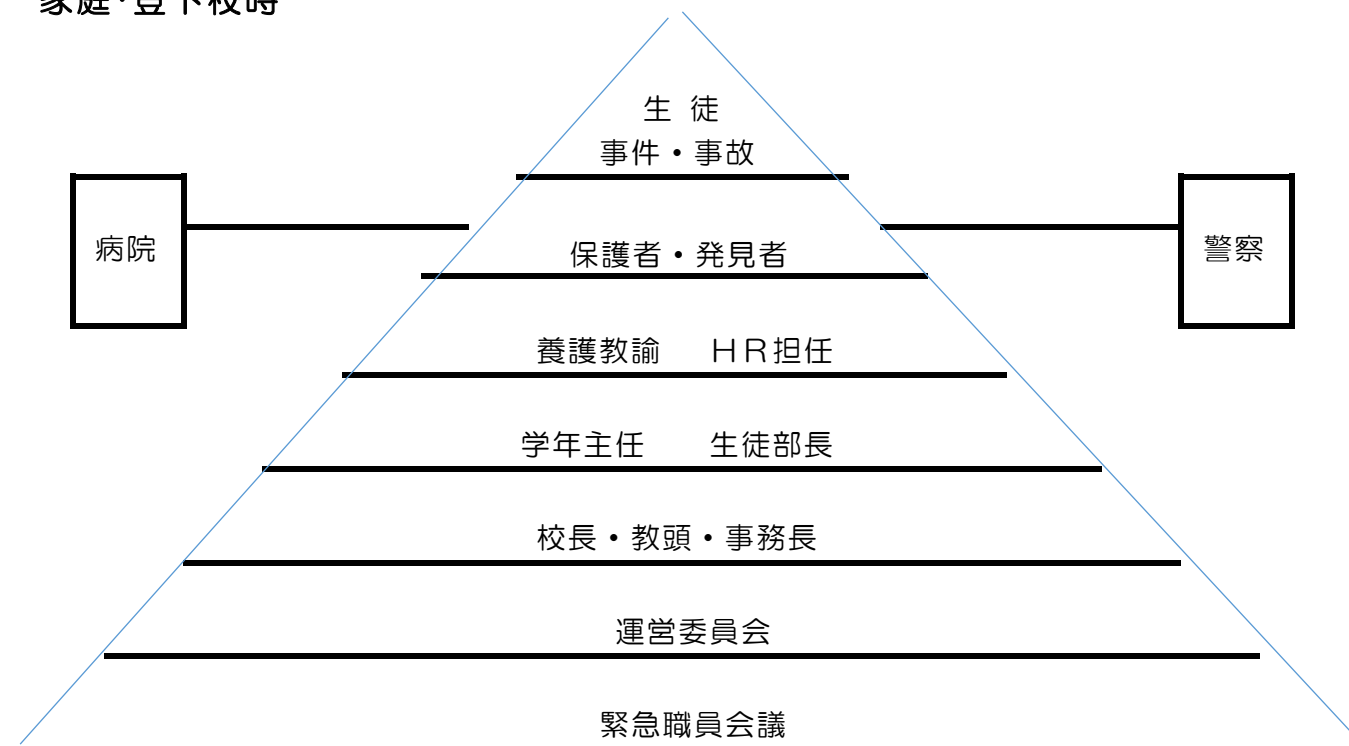


※管理職が不在の場合は、電話で教頭に報告をする（休日の部活動などの指導中の事故など）

○生徒緊急時の例



家庭・登下校時



4 医療体制・緊急連絡

※ 救急車要請は、原則的に管理職（校長・教頭・事務長）の指示による。

救急車（119）要請基準

- ・意識喪失の持続する者
- ・ショック症状の持続する者
- ・痙攣が持続する者
- ・激痛が持続する者
- ・多量の出血を伴う者
- ・広範囲の火傷の者
- ・その他必要が生じた時

ワンポイント	
重症度判断基準 (重大な疾患の疑い有り)	緊急度判断基準 (危険な兆候)
呼吸促迫	意識喪失の持続
顔面蒼白・チアノーゼ	ショック症状の持続
嘔吐の持続	痙攣の持続
めまい・あくびの持続	激痛の持続
意識障害	多量の出血
悪寒	異常な骨の変形
強度の発汗	大きな開放創
苦悶・狂躁	広範囲の火傷
小便・大便の失禁	呼吸困難
急速な脱力状態	

救急車の呼び方

- ・救急車をお願いします。
- ・こちら**武蔵台高等学校・通報者〇〇**と申します。
- ・住所は、**筑紫野市天拝坂5丁目2-1**です。
- ・事故者人数
- ・事故発生後の状態

※救急車は複数搭乗が望ましい（連絡・待機などの状況対応）

救急車到着までの観察事項と処理事項を「救急時記録用紙」に記録する。

※「救急時記録用紙」は、保健室管理

タクシー

病院引率の場合は、原則としてタクシーを利用する。（事務室でチケットを受領）

救急車同乗の場合、帰校は、タクシーチケットを利用する。

***職員自家用車等の使用は、厳禁とする。**

筑紫野消防署	筑紫野市立明寺705-2	924-5034
筑紫野警察署	筑紫野市上古賀1-1-1	929-0110
水 城 交番	太宰府市坂本1-5-45	929-0110

病 院・・・基礎疾患を有する生徒は、必ず受診先へ連絡する。

基礎疾患を有する生徒で指定の病院のある生徒は、指定の病院に連絡後移送する。

5 台風・雪害などの注意報・警報発令時の対処

判断・決定機関		緊急に運営委員会（登校職員）を開き校長が判断する		
情報		授業の措置	登下校時の対処	備考
注意報	強風 大雨 大雪 洪水	平常授業	今後の気象情報や地域の安全実態を確認し通常の下校をさせる。 安全に下校することが心配される場合は、学校に待機させるか状況に応じて保護者同伴で下校させる。	気象情報や地域の実態に応じ通常登校させる 確認事項 交通・道路情報の確認 公共交通機関（西鉄・JRの両方）が運休している場合は自宅待機。
	暴風 暴風雪 土砂災害 特別	授業中止	午前6時の時点で筑紫野市が警報発令の場合は、自宅待機。午前11時までに解除の場合は、5限目より授業。 正午の時点で警報が継続している場合は終日休校。 授業時間帯に発令された場合は生徒の安全を最優先に以後の対応を決定する。	確認事項 交通・道路情報の確認 原則登校禁止 気象情報や地域の実態に応じて登校させない場合もある
	大雪 大雨	授業実施の検討	学校に待機させるか、状況に応じて保護者同伴で下校させる。	補習実施の有無の検討 土砂災害警戒区域からの退避（福岡県土砂災害区域マップ参照）
特別警報	全ての天候	授業中止	登下校禁止 学校に待機	
地震(津波) 火災		防災避難訓練実施と避難経路確認		
	pm2.5	濃度レベルによって屋外活動等の注意喚起		
備考		自宅待機や休校とする場合はメール配信システム等で連絡する JR・西鉄駅などへ学校の対応を連絡する（二日市・都府楼前・都府楼南）		

学年を中心に家庭との連絡をとり、地域情報の収集に努める。

授業措置などについては、別紙様式にて管理職より高校教育課に報告

※落雷の兆し（サイン）がある場合、体育の授業・学校行事・部活動などの屋外活動を中断し、速やかに屋内に避難させる。

※竜巻発生時は速やかに屋内に避難し、窓から離れた位置で待機する。

※原子力災害発生時は、放射線被ばくを避けるために速やかに屋内に避難する。

※どの場合も、自宅付近や通学路が危険であると感じられた場合は、学校に連絡の上、安全が確認されるまで自宅待機とする。

6 光化学スモッグ緊急時対応ガイドライン

■ 緊急時対応の流れ ■

[発令]

↓

[防災メール・まもるくん等による発令情報受信]

↓

[発令に応じた措置] (状況に応じた適切な措置と健康被害状況の把握)
(健康被害発生の場合、当該生徒・児童等への適切な措置)

[緊急時対応報告] (当日17:00までに体育スポーツ健康課長あて)

[被害報告・受付票] (健康被害発生の場合、体育スポーツ健康課長あて)

【発令状況等の確認】

各学校において、注意報等の発令及び解除の情報を「防災メール・まもるくん」ホームページ、または同メール配信システムにより確認すること。

(<http://www.bousaimobile.pref.fukuoka.lg.jp/>)

なお、休日に学校行事等で生徒・児童等が出校している場合も、同メール配信システムにより、発令情報を確認すること。

※ 各学校において、複数の職員（管理職を含む）がメール配信を受けられる体制の整備を促進すること。

（参考） 本県における発令状況等については、必要に応じて次のホームページにより確認すること。

- ① 環境省大気汚染物質広域監視システム（そらまめ君）
<http://soramame.taiki.go.jp/DataMap.php>
- ② 福岡県環境部環境保全課
http://www.pref.fukuoka.lg.jp/wbase.nsf/doc/koukagaku_joukyou
- ③ 北九州市環境局環境監視部環境保全課
http://www.city.kitakyushu.jp/pcp_portal/PortalServlet?DISPLAY_ID=DIRECT&NEXT_DISPLAY_ID=U000004&CONTENTS_ID=17952

【発令時の措置等】

校内連絡体制等の整備に努めるとともに、発令の場合、状況に応じて、次の発令区分に示した措置を迅速かつ適切に行うこと。

また、健康被害の予防および把握に努めるとともに、健康状態や健康管理上注意を要する生徒・児童等（ぜん息等のアレルギー疾患を持っている生徒・児童等）に対しては、特に留意すること。

（１）注意報の発令時

- ①状況に応じ、屋外での活動は中止する。
- ②屋内の活動でも、過激な運動は控える。
- ③教室等の窓・ドアを閉める。

（２）警報・重大警報の発令時

- ①屋外の活動は直ちに中止する。
- ②屋内の活動でも、過激な運動は中止する。
- ③教室等の窓・ドアを閉める。

（３）その他

注意報等発令の有無にかかわらず、光化学スモッグによると考えられる健康被害が発生した場合には、速やかに上記（１）注意報の発令時に準じた措置をとるとともに、下記３に基づき適切に対応すること。

また、p m 2.5については、基準値を超えたら注意を喚起する。

【健康被害発生時の措置等】

（１）目や喉に刺激や痛みを感じた生徒・児童等には、洗眼やうがいをさせる。

（２）呼吸困難、けいれん、意識障害等重い症状の場合は、直ちに安静にし休養させるとともに学校医や医療機関へ受診させる。

【緊急時対応報告及び被害報告】

注意報等が発令された地域の学校は、緊急時対応の措置及び生徒・児童等の健康状態を調査の上、当日中を目途に「光化学スモッグ緊急時対応報告」により、体育スポーツ課あて FAX にて、速やかに報告すること。

また、健康被害が発生した場合には、「光化学スモッグ被害報告・受付票（県立学校用）」を体育スポーツ課あてに FAX にて、速やかに報告すること。

【その他問い合わせ】

福岡県内の地域（北九州市以外）

福岡県環境部環境保全課大気係

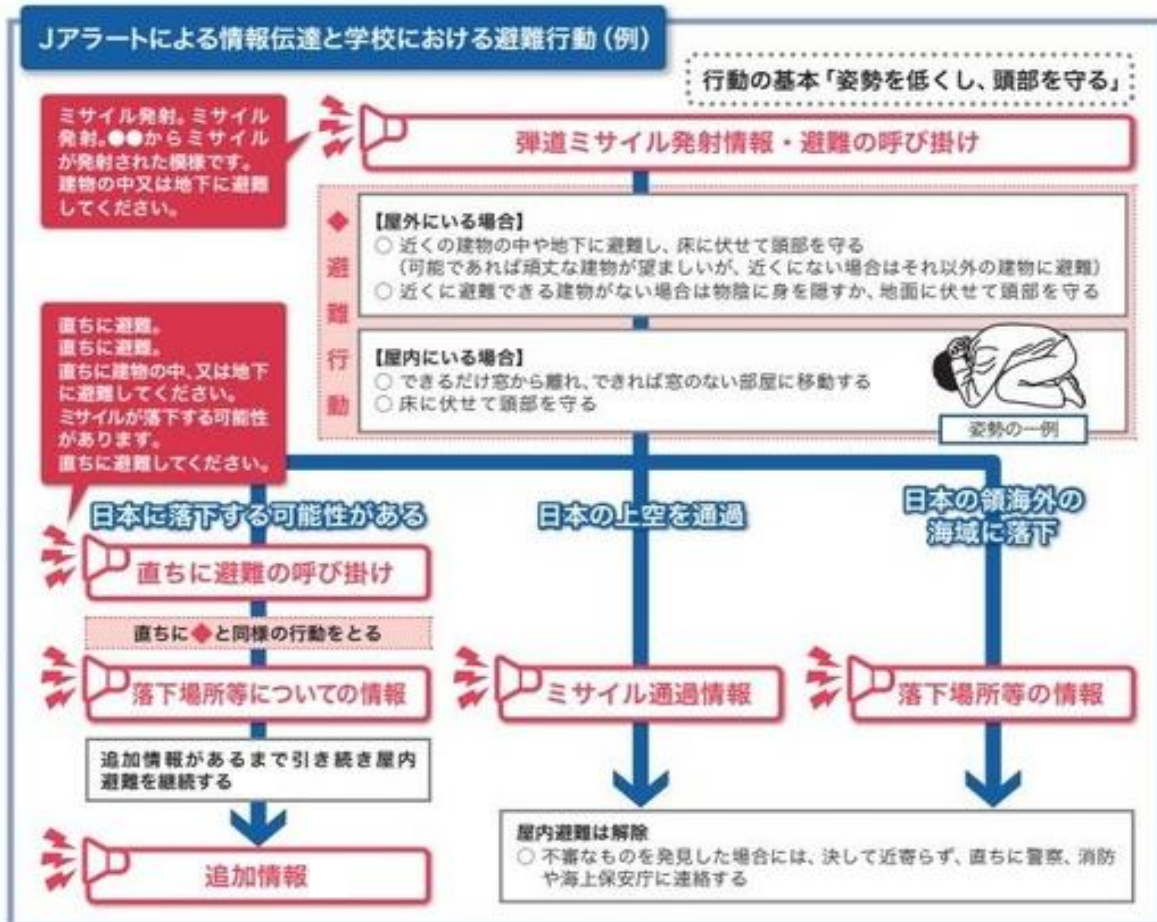
TEL：092-643-3360

7 新たな危機事象への対応

以下の危機事象についての対応は、警察や、自治体、教育委員会などと連携を図り、学校長の指示に従って適切に行動することとする。

(1) 弾道ミサイル発射に関わる対応（Jアラートへの対応）

屋外の場合、近くの建物の中に避難させ、床に伏せて頭部を守る
 屋内の場合、できるだけ窓から離れて床に伏せて頭部を守る



(2) 学校への犯罪予告、テロへの対応

警察、教育委員会と連携し、学校長の指示により生徒へ指示をだす

◎学校への犯罪予告があった場合（SNS や、電話など）

- 1 管理職へ報告
- 2 速やかに教育委員会と警察へ通報
- 3 校内での情報共有

◎不審者を発見した場合

- 1 退去を求める（ある程度距離をとり、複数の教員で対応する、同時に管理職へ報告）
- 2 危害を加える恐れのある場合は、隔離、通報する
（応援の教員を確保、教頭から全職員、警察、委員会に連絡）
- 3 生徒の安全確保を行う
暴力的行為に出た場合は、防御・移動阻止をする。
一斉放送を行い（教務）、生徒の安全確保・誘導（学年主任、担任、教科担当）をする

◎不審者と生徒間でトラブル発生

- 1 生徒の安全確保（生徒を不審者から遠ざける）
- 2 不審者への対応
（①不審者を当該生徒に近づけない②不審者を他の所にいる生徒に近づけない）
- 3 警察への通報

◎テロが発生した場合

警察・教育委員会通報	管理職
校内一斉放送	教務部
生徒避難誘導・掌握	学年主任・担任・授業担当者
負傷者の応急手当	保健環境課・全職員
消防車・救急車の要請	教頭

8 新型感染症への対応

基本的に県教育委員会の指導・指示等に基づいて適切に対応する。

(1) 基本的な感染症対策

感染症対策のポイントは「感染源を絶つこと」「感染経路を絶つこと」「抵抗力を高めること」であることを踏まえて指導する。

(2) 集団感染のリスクを避けるために、以下のことを徹底して指導を行う。

①換気の徹底 ②多くの人が手の届く距離に集まらない ③近距離での会話を控える

※うがいや手洗い等の励行による健康管理指導を行う。

※生徒が発熱等で欠席等の場合は担任等により保護者に対して適切な対応をお願いする。

(3) 陽性者が出た場合の連絡体制

○生徒、保護者に出た場合、以下の流れで連絡し、教育委員会と保健所の指示を受け、学校活動の指示を決定する。

- 1、現状を報告（担任・学年主任 → 管理職 → 教育委員会）
- 2、同時に、学年主任から、その他の教員へ連絡
- 3、休校や、学校活動の決定は、保健所、教育委員会と管理職が相談の上決定。
学校の対応を、保護者メール・クラッシー担当から、保護者、生徒へ連絡。

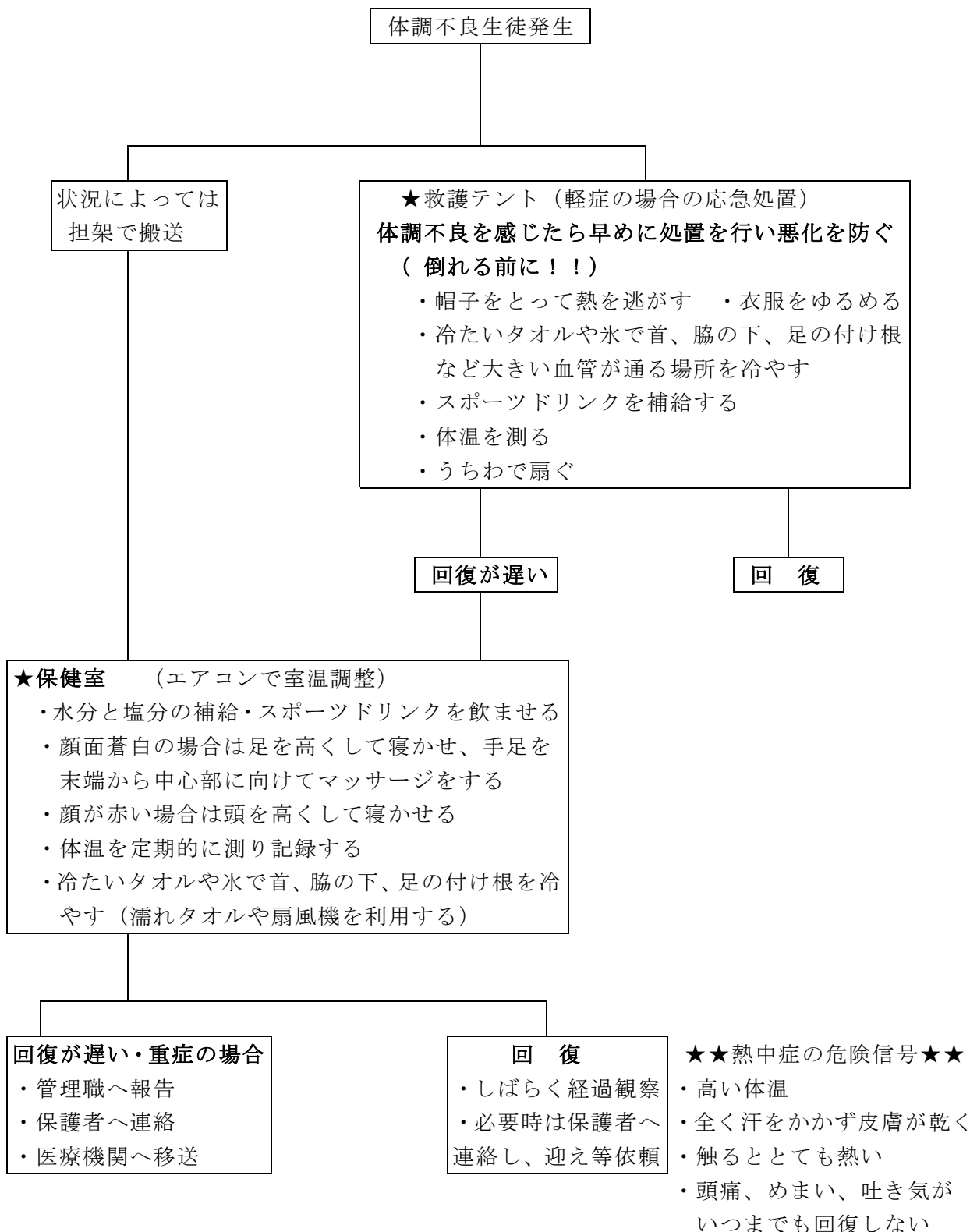
☆緊急時の心のケア

事故などに生徒が遭遇した場合、恐怖や喪失体験などにより心に傷を受け、急性ストレス障害（ASD）や外傷性ストレス障害（PTSD）を引き起こす可能性がある。そのため、学校内での事故などの発生直後から、生徒や保護者などに対する支援を行い、PTSDの予防と早期発見に努める。

急性ストレス障害(ASD)と外傷後ストレス障害(PTSD)の健康観察のポイント	
持続的な再体験症状	・体験した出来事を繰り返し思い出し、悪夢を見たりする ・体験した出来事が目の前で起きているかのような生々しい感覚がよみがえる（フラッシュバック）等
体験を連想させるものからの回避症状	・体験した出来事と関係するような話題などを避けようとする ・体験した出来事を思い出せないなど記憶や意識が障害される（ボーッとするなど） ・人や物事への関心が薄らぎ、周囲と疎遠になる 等
感情や緊張が高まる覚せい亢進症状	・よく眠れない、イライラする、怒りっぽくなる、落ち着かない ・物事に集中できない、極端な警戒心を持つ、ささいなことや小さな音で驚く 等

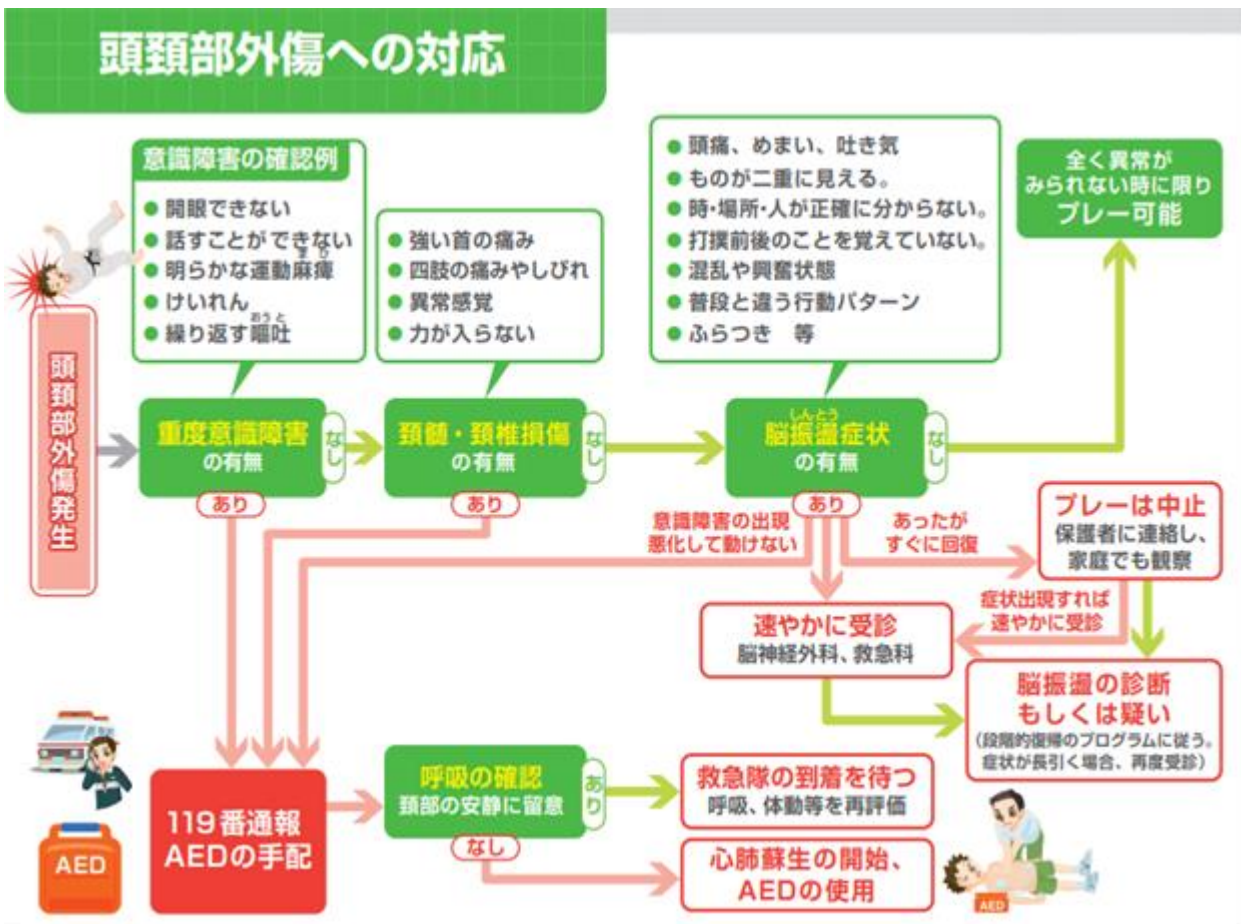
「子どもの心のケアのために―災害や事件・事故発生時を中心に―」より引用

9 熱中症の応急手当



10 頭頸部外傷への対応

- (1) 頭頸部外傷が発生した場合、頸髄・頸椎損傷が疑われた場合は動かさないで速やかに救急車を要請する。
 - (2) 意識障害の有無（開眼、会話、運動麻痺、けいれん、嘔吐等）を確認し、意識障害が見られた場合は、速やかに救急車の呼び出し、AEDの手配を行う。
 - (3) 意識障害が無い場合も、頸髄・頸椎損傷（首の強い痛み、四肢の痛みやしびれ、異常感覚、力が入らない等）が有る場合も、救急車の呼び出しとAED手配を行う。
 - (4) 脳震盪症状（頭痛、めまい、吐き気、ものが二重に見える、記憶がとんでいて受傷時のことがわからない、混乱や興奮等普段と違う行動がある）がある場合は、速やかに受診する。
 - (5) 脳震盪症状がすぐに回復した場合もプレーは中止し、家庭に連絡し、家庭で観察をしてもらう。
- ※繰り返して頭部に衝撃を受けると、重大な脳損傷が起こることがある。スポーツへの復帰は慎重にし、必要に応じて、脳神経外科専門医の判断を仰ぐ。



令和2年度スポーツ庁「スポーツ事故ハンドブック/頭頸部外傷の対応」

1 1 インターネット上の犯罪被害への対応

(1) 「ネット上のいじめ」が発見された場合の児童生徒への対応 「ネット上のいじめ」が発見された場合、次の点に留意して、生徒への対応・指導を行っていく。

①被害生徒への対応

「ネット上のいじめ」を含めたいじめに対しては、スクールカウンセラー等を配置するなど、学校における教育相談体制の充実を図り、きめ細かなケアを行い、いじめられた子どもを守り通す。毎日の面談の実施、緊急連絡先の伝達など、被害生徒の立場に寄り添った支援を行う。また、学級担任だけではなく、複数の教師で情報を共有して対応するなど、学校全体で「ネット上のいじめ」に対して取り組んで行く。

②加害生徒への対応

加害生徒が判明した場合には、加害者自身がいじめに遭っていて、その仕返しとして、掲示板に誹謗・中傷を書き込んだという例などもあるため、被害者からの情報だけをもとに、安易に加害者と決めつけず、「ネット上のいじめ」が起こった背景や事情についても綿密に調べるなど適切な対応をとる。また、「ネット上のいじめ」についても、他のいじめと異なるものではなく、決して許されないものであるということについて、粘り強い指導を行うとともに、加害生徒に対するケアも行う。特に「ネット上のいじめ」に関しては、加害生徒が軽い気持ちで書き込みを行ったり、加害生徒自身が悩みや問題を抱えていたりする場合があるため、事後の指導から受ける精神的な影響が大きいという事例も報告されている。そのため、個別の事例に応じて、十分な配慮のもとでの指導が求められる。

③全校生徒への対応

「ネット上のいじめ」等が生じた場合には、全校生徒への指導を行うとともに、日頃から情報モラル教育を学校全体として行い、子どもたちが「ネット上のいじめ」の加害者にも被害者にもならないように指導を充実させることが重要。掲示板やSNS等で誹謗・中傷を発見した場合には、教職員や保護者に相談するように伝える。

④「ネット上のいじめ」が発見された場合の保護者への対応

「ネット上のいじめ」を発見した場合には、被害生徒の保護者に迅速に連絡するとともに、家庭訪問などを行い、保護者と話合いの機会を持ち、学校の対応について説明し、その後の対応について相談しながら進めることが重要。加害生徒が明らかな場合は、その保護者に対しても、「ネット上のいじめ」は許されない行為であることを説明するとともに、「ネット上のいじめ」を再発させないために、家庭での携帯電話やインターネットの利用の在り方についての説明を行う。加えて、必要に応じて、保護者会を開催するなどして、学校において起きた「ネット上のいじめ」の概要や学校における対応、家庭での留意点などを説明し、また、「ネット上のいじめ」に対する学校における対応方針を伝えるなど、学校の取組に対する保護者の理解を得ることも重要。

(2) 生徒が犯罪被害にあった場合

①警察、法務局、地方法務局に相談する

②「フィルタリングサービス」の必要性などについて指導する

(3) 生徒が加害者にならないために

○他者の権利を尊重し、自らの行動に責任を持ち、適切に判断・行動できる力を身に付けさせる。

12 アレルギー疾患への対応

- (1) 入学時の保健調査で、エピペンの処方がある場合や重度のアレルギー反応を起こす生徒を把握し、該当する生徒は、主治医に学校生活管理指導票（アレルギー疾患用）を記入してもらい提出する。
- (2) (1) の生徒については、職員間で情報共有し、緊急時の対応を速やかにできるようにする
- (3) 緊急時の対応については、以下のフローチャートを参考に行動する。



チームワークが大切

<p>準備</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 緊急時の対応の準備 <input type="checkbox"/> エピペン®の準備 <input type="checkbox"/> AEDの準備 	<p>連絡</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 救急車の要請 <input type="checkbox"/> 管理職を呼ぶ <input type="checkbox"/> 保護者への連絡
<p>記録</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 観察の開始時間 <input type="checkbox"/> エピペン®を使用した時間 <input type="checkbox"/> 5分ごとの症状 <input type="checkbox"/> 内服薬を飲んだ時間 	<p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> ほかの子供への対応 <input type="checkbox"/> 救急車の誘導

○救急車を要請(119番通報)

○ただちにエピペン®を使用

○反応がなく、呼吸がなければ心肺蘇生を行う → AEDの使用

○その場で安静にする **立たせたり、歩かせたりしない!**

安静を保つ体位

ぐったり、意識もうろうの場合	吐き気、おう吐がある場合	呼吸が苦しくおむねがにならない場合

○その場で救急隊を待つ

エピペン®の使い方

- ① ケースから取り出す
- ② 利き手でグーで握る
- ③ 青い安全キャップを外す
- ④ 太ももの外側に注射「カチッ」と音がするまで押し当て、五秒数える
- ⑤ オレンジ色のニードルカバーがのびていることを確認する

使用前

使用后

本人が注射できない場合
衣服の上からも打つことができる
ポケットの中身を確認

※アドレナリン製剤注射薬のエピペン®とは

「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン要約版」H27年2月 (文部科学省 日本学校保健会) より抜粋